

春日クラブ 会則(抜粋)

1. 本会は、春日クラブと称する。
2. 本会は、バドミントンを通じて、社会人の交流の場を提供し、バドミントンの技術の向上を目的とする。
3. 本会の会員は社会人を基本とする。
但し高校生・大学生・専門学校生などであっても学校のクラブ活動やジュニアクラブ等の経験者で、且つ社会人との団体活動に特段の支障がない場合は入会を認めることがある。
4. 会員登録する者は、春日市バドミントン協会に対し毎年度開始時に協会登録費2,000円を納める。
年度中途の入会者は入会時に当該年度分として2,000円を納める。
5. 練習代は別紙に定めるとおりとする。
6. 練習メンバーは会員・ビジターとも社会人を基本とする。
また、次世代育成のため、学生であっても学校のクラブ活動、ジュニアクラブ等の経験者は練習参加を認める。
その他、クラブ代表または副代表が許可した場合は参加可能とする。
7. 代表1名、副代表（兼会計監査）1名を置く。
8. 会員には毎年スポーツ安全保険（任意）の加入案内を行う。
練習時に発生したケガ等については各自が自己の責任において対処するものとし、当クラブは一切責任を負わない。

2025年4月1日改訂